

中央環境審議会地球環境部会第 17 回会合関係省庁ヒアリングにおける
委員からの御質問に対する環境省回答

平成 16 年 6 月 18 日
環 境 省

<質問>

森林吸収源について、国際交渉においてどのような経緯で 3.9%になったのか。

<回答>

- 1997 年に開催された C O P 3 会合における我が国の第一約束期間の温室効果ガス排出削減コミットメント（1990 年比 6%）に関し、議定書 3 条 4 項に基づく森林吸収源については 3.7%分を見込んでいた。ただし、当時は、各国の吸収量の計上方法など、京都議定書の詳細な運用ルールが決まっていなかった。

- その後、2001 年の C O P 6 再開会合において、議定書 3 条 4 項に基づく森林経営活動の定義と当該活動の上限値について交渉が行われた。交渉において、我が国は、最新のデータに基づき森林経営活動の上限値として 13 百万トンを提示し、これが認められた（13 百万トンは 3.9%に相当）。